

添付資料9. 所轄消防署による認知症高齢者グループホームに対する指導事項

1.出火防止対策

1	リネン室、器材室、薬品庫及び常時使用していない室等は、施錠すること。
2	共用部分は、施設の実態に応じて、ITV等の設置により管理すること。

2.延焼拡大防止策

3	リネン庫、倉庫等は防火区画すること。
4	入居室相互の壁は、建基政令第114条第2項に定める防火上主要な間仕切り壁で区画すること。
5	防火上主要な間仕切り壁の開口部には、不燃材料製の扉等(ガラス部分は、線入板ガラス又は網入板ガラスとする。)
6	入居室の廊下に面する出入口扉は、随時閉鎖でき、かつ、煙感知器と連動して閉鎖する構造とする。
7	次に掲げる部分で室内に面する壁及び天井の仕上は、不燃材料または準不燃材料とする。 ア スプリンクラー設備が設置されていない入居室 イ 寮母室 ウ 前ア以外の入居室

3.避難及び消防活動対策

8	避難階以外の階に入居室を有する場合は、連続式のバルコニーを設置すること。
9	前出のバルコニーには直接地上等への避難ができるように階段またはスロープを設置すること。
10	階段、スロープは勤めてバルコニー上で2方向避難が可能であるように設置すること。
11	バルコニーの幅員は、努めて150cm以上とすること。(柱型部等一部は85cmでも可)
12	入居室等のバルコニーへの出口の幅員は、努めて85cm以上とすること。
13	避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないものとする。やむを得ない場合は2cm以下とする。
14	各階ごとに水平避難が可能なように、ゾーン区画(耐火構造の壁、床、及び防火戸等)を行うこと。
15	避難階部分を除くバルコニーの床には、救助用の開口を設置し、かつ、固定はしごを設置すること。(地上に避難できる階段、スロープに接続する連続式のバルコニーを設置した場合を除く)
16	活動上有効なバルコニーの手すりには、努めて消防隊が進入できる部分として、活動上有効な部分に取り外し可能な箇所(幅員75cm以上)を2ヶ所以上設置すること。(日常は施錠)
17	各居室及び避難口を施錠している施設にあっては、自動火災報知器と連動し自動的に開錠するとともに、宿直室から一斉開錠できる機構とすること
18	バルコニー等に面してはしご車両等の活動空間を確保できるよう周囲の道路状況に配慮した計画とすること

4.消防用設備等の充実・強化

19	自動火災報知設備の副受信機を寮母室に設置すること。
20	感知器、受信機等には、非火災報対策を講ずること。
21	厨房等には簡易ガス漏れ火災警報設備を設置すること。
22	火災通報装置を設置すること。
23	火災通報装置は、自動火災報知設備と連動する有人直接通報とすること。